



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示（医務課） ..... 1
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 保安林の指定予定の通知（森林緑地課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件（森林緑地課） ..... 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 3

### 労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第482号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
宮古島徳州会病院	宮古島市平良字松原552番地 地の1	医療法人沖縄徳州会	平成23年7月22日	平成26年7月21日

### 沖縄県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり南風原町宮平土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
照屋松吉	南風原町字宮平190番地2
仲里源榮	南風原町字兼城35番地
赤嶺行助	南風原町字宮平18番地1
中村毅	南風原町字宮平68番地
赤嶺信助	南風原町字宮平112番地
大城保忠	南風原町字照屋43番地

津波古充輝

南風原町字宮平783番地7

**沖縄県告示第484号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡大宜味村字押川押山川640番287・640番379・640番380・640番383（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・640番186・640番381・640番384（以上3筆国有林）・字大宜味柚山960番77・960番79（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・960番49・960番80（以上2筆国有林）・字饒波比謝1321番23・1321番25（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字田港南風原1357番190・1357番203・1357番204（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・1357番205（国有林）・字根路銘棚原山2268番171から2268番173まで（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第485号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南463番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第486号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南463番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第487号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年10月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字大浜1143番2から 石垣市字平得350番4まで	28.0m ～ 44.9m	2,994.2m
新	石垣市字大浜1143番2から 石垣市字平得349番1まで	28.0m ～ 69.2m	2,992.3m

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月20日まで縦覧に供する。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かすみ草
- 3 代表者の氏名 末吉邦子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭659番地（八重瀬町役場内）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、福祉サービスを必要とする障害者が、その有する能力及び適性に応じ、働く喜びと生きがいを実感し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立更生支援に関する事業、心身障害者の社会参加の促進に関する事業を行い、地域住民が相互に人格と個性を尊重し、障害者への理解と交流を通して、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月20日まで縦覧に供する。

平成23年10月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人八重山いのち
- 3 代表者の氏名 中新井節子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県八重山郡竹富町字古見30番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、農家・消費者及び農業支援者に対して、農業体験社会環境教育及び自然と共生する農業の活性化に関する事業を行い、援農活動交流推進により、都市と農村の交流、推進をする地域活性化に寄与することを目的とする。

## 労 働 委 員 会 事 項

**沖縄県労働委員会告示第3号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成20年沖縄県労働委員会告示第3号は、廃止する。

平成23年10月4日

沖縄県労働委員会

会 長 比 嘉 正 幸

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県水道事業及び工業用水道事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県企業局	本庁機関	企業技監 企業企画統括監 企業技術統括監 参事
	総務企画課	課長 企画調整監 財務監 総務班長 人事班長 財務経理班長 財務担当総括主幹 経理担当主幹 給与、服務、労使関係事務、組織定数又は職務権限担当の主査
	配水管理課	課長 配水調整監 副参事
	建設計画課	課長 計画調整監
	出先機関	
	久志浄水管理事務所	所長 次長 庶務課長
	石川浄水管理事務所	所長 技術総括 庶務班長
	北谷浄水管理事務所	所長 次長 副参事 庶務課長
	西原浄水管理事務所	所長 次長 庶務課長
	水質管理事務所	所長 次長

- 4 認定年月日 平成23年9月22日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---